

2019年度

事業計画書

自 2019年 4月 1日
至 2020年 3月31日

一般財団法人 流通システム開発センター

目 次

I 基本認識及び基本方針

- 1 基本認識 1
- 2 基本方針（重点項目への取り組み） 1
 - （1）グロサリー業界 1
 - （2）ヘルスケア業界 1
 - （3）アパレル・T&L（Transport and Logistics）業界 2
 - （4）流通BMS及び新規事業 2
 - （5）データベース事業の拡充 2
 - （6）GS1事業者コード登録更新制度の見直し 2

II 個別事業計画

- 1 各種コード及びデータキャリアの調査研究開発及び成果の普及事業 4
 - （1）属性情報バーコード利用の調査研究開発及び普及事業 4
 - （2）RFIDの調査研究開発及び普及事業 5
 - （3）新業界、新分野におけるGS1標準識別コード[®]及びバーコード[®]の利用促進研究 . 6
 - （4）GS1の国際標準化活動への参画等 6
- 2 EDIの研究開発及び成果の普及事業 8
 - （1）流通BMSの開発及び普及促進事業 8
 - （2）流通EDI標準の新たな活用・適用範囲拡大事業 9
- 3 コード情報の利用開発及び普及事業 10
 - （1）JICFSデータベースの維持管理及び利用促進事業 10
 - （2）GEPiRデータベースの管理事業 10
 - （3）GLNデータベースの管理事業 11
 - （4）GS1レジストリ・プラットフォーム対応 11
 - （5）流開データプールの機能強化 11
 - （6）GDSNの情報収集 11
 - （7）GPC及びUNSPSCの翻訳 11
 - （8）共通取引先コードデータベース事業 12
- 4 広報事業 12
 - （1）ホームページによる情報提供 12
 - （2）機関誌『流通とシステム』 12
 - （3）広報機関紙『流開センターニュース』 12
 - （4）流通情報システム化の動向 13
 - （5）和英パンフレット 13
 - （6）新聞・雑誌などへの広告 13

(7) 展示会への出展	13
(8) バーコード入門講座	14
(9) 情報交換会の開催	14
(10) DVD貸出	14
5 複合的システム等の調査研究開発及び普及事業	14
(1) 新検品システムの開発・普及事業	14
(2) 製・配・販連携協議会事業	15
(3) 酒類・加工食品企業間情報システム研究会 (F研)	15
(4) 情報志向型卸売業研究会 (卸研)	15
(5) 資料室管理	15
(6) GS1 Japanパートナー会員制度	15
6 各種コードの管理事業	15
(1) 各種コードの概要	16
(2) GS1事業者コードの登録管理制度の見直し	17
(3) コード管理関係システムの見直し	18
(4) 普及啓発のための他団体との協力	18

2019 年度事業計画書

I 基本認識及び基本方針

1 基本認識

現在、流通業界は、ネット社会の拡大に伴う消費者購買行動の変化、経済のグローバル化を反映した訪日外国人の大幅な増加、少子高齢化に起因する人手不足の深刻化など様々な課題に直面している。

一方で、AIやIoTなどの情報技術の革新は、これらの課題の解決の可能性も有している。

当センターとしても、流通システムの標準化を進める立場から、GS1事業者コード登録制度など既存の事業の見直しを図る一方、新しい事業にも積極的に取り組み、諸課題に適切に対応していくこととしたい。

2 基本方針（重点項目への取り組み）

このような認識を踏まえ、2019 年度にあつては、次の基本方針により、事業に取り組むこととする。

（1）グロサリー業界

国内の主要な製配販の事業者との間で、GS1識別コードなどのGS1標準の最新動向の情報共有と普及に向けた課題などを検討するための委員会を開催する。

また、一般消費財に比べて取り組みが進んでいない、原材料や資材・生産財などにおいては、普及のために作成した「ガイドライン」を活用して、GS1の識別コードやバーコード、特に商品の属性情報の表示が可能な二次元コードやGS1-128などの利用促進に積極的に取り組む。

（2）ヘルスケア業界

GS1ヘルスケアジャパン協議会の活動を通じて、本分野におけるGS1標準化の普及を推進するとともに、医薬品・医療機器などのトレーサビリティ調査研究、国際会議参加や海外への調査団派遣による情報の収集・発信などに積極的に取り組む。

国内の医療用医薬品へのバーコード表示は、2015 年からGS1データバーとGS1-128に完全移行しており、医療機器は日本を含む世界的な規模でGS

1-128とGS1データマトリクスによる表示が進められている。これらのバーコードの医療機関での利用推進に取り組む。また、医療機器ではRFIDの利用も活発となっているため、GS1標準に則った活用支援を強化する。

(3) アパレル・T&L (Transport and Logistics) 業界

アパレル業界やT&L業界においては、人手不足などを背景として、電子タグ(EPC/RFID)の本格的利用が始まっている。

また、同様な理由からコンビニ業界など他分野でもRFIDの活用が検討されている。

ユーザーニーズに対応した各種技術講座やセミナーの開催、デモンストレーション、個別相談等を積極的に行い、GS1標準による電子タグシステムの導入を支援する。

(4) 流通BMS及び新規事業

本格的な普及期に入った流通BMSの導入をさらに促進するべく流通BMS協議会による普及活動を継続するとともに、2021年から実施が予定される電話網(PSTN)のIP網への移行が流通業界に混乱をもたらすこととならないよう、公衆回線網を利用してEDIを行っている事業者に対し、流通BMSへの移行を働きかける。また、2023年10月に導入が予定されている適格請求書等保存方式への対応に関しての改定内容の検討を進める。

さらに、流通BMSの通信インフラを利用し国内送金における商流情報の添付拡張システムが2018年12月に稼働したことから、金融業界と連携し同システムの普及拡大、有効活用に向けて関係業界の後押しをしていく。

(5) データベース事業の拡充

GS1では社会の急速なネット化に対応して、GS1事業者コード(GCP: GS1 Company Prefix)やGTINなどのコード情報について、正確で信頼性の高いグローバルサービスであるGS1レジストリ・プラットフォームの構築を進めている。当センターとしても、関係各業界との連携も考慮しつつ、流開データプールなど関連各種データベースについて制度面、システム面の整備・構築を進める。

また、訪日外国人の増加に対応して、商品情報の多言語での提供も進める。

(6) GS1事業者コード登録更新制度の見直し

社会のデジタル化、ネット化の進展によりネット販売が急速に広がる中、膨大な商品を識別するGTINの重要性が増している。これに伴い、利用者からはG

T I NやG S 1 事業者コードのより厳格な管理や運用が求められており、G S 1 ではルールや仕組みの見直しを進めている。これに対応して、当センターでもG S 1 事業者コード登録更新制度の見直し検討を進めており、2021 年5月を目標とする制度変更の実施に向けて、準備や利用者への周知に取り組む。

また、コード管理関係システムについては、サービスの向上、管理業務の効率化等を目的として引き続き改善を図る一方、制度見直しに伴って新たに必要となるシステムの変更や拡充の検討と一部改修を進める。

II 個別事業計画

上記の基本方針に基づき、下記のとおり、各事業を実施するものとする。

1 各種コード及びデータキャリアの調査研究開発及び成果の普及事業

当センターの中核的業務である「流通に関するシステムの開発と普及」の最も重要な要素技術は、各種識別コード及びデータキャリアであり、これらの調査研究開発及び成果の普及を行う事業である。

国際的な標準化の作業に参画し、日本の実情を反映するとともに、各国の利用開発動向を調査し、さらに、これらの蓄積をもとに国内における新たな利用技術の開発及び産業界への利用促進のための普及活動を継続的に行う。

具体的には、下記の事業を継続して行う。

(1) 属性情報バーコード利用の調査研究開発及び普及事業

一次元、二次元バーコードともに、より多くのデータを表現できるバーコードシンボルが標準化されている。

これまでに我が国の中で広く普及し、ほとんどの消費財に付けられている J A N シンボルは、表示できる情報が製造した企業と商品（どこのメーカーのどの商品か）に限られていたが、このほかに、商品の属性情報、例えば、消費期限日や製造ロット番号、原産国などを表示することができるのが、二次元バーコードや一次元バーコードの G S 1 - 1 2 8 、 G S 1 データバーである。

当センターでは、属性情報の表示が可能なこれらのバーコードシンボルについて、小売業や卸売業、メーカー、さらには機器やシステムのサプライヤーとともに、利用拡大を図る。

① ヘルスケア業界

医療用医薬品には、既に G S 1 データバーが表示されており、一部の商品には二次元バーコードを組み合わせた G S 1 データバー合成シンボルも利用されている。さらに、2021 年 4 月からはすべての販売包装単位に G S 1 データバー合成シンボルが表示されるようになり、すべての元梱包装に G S 1 - 1 2 8 が表示される。また、医療機器についても G S 1 - 1 2 8 の利用に加えて二次元バーコードである G S 1 データマトリクスの利用が進みつつある。当センターでは、機器やシステムのサプライヤーとも連携しながらバーコードの正しい表示の普及と医療機関でのバーコードの利用拡大を図る。

② モバイル分野

近年インターネットや携帯電話（モバイル端末）の普及拡大により、ネットスーパー等のオンラインサイトでの消費者取引が拡大している。GS1として消費者までを含んだサプライチェーンを考慮する必要性が生じている。GS1では、携帯端末を利用したアプリケーションとインターフェースとなるデータキャリア（二次元バーコード）に係る標準化も進めてきた。

特に、最も一般的な二次元バーコードであるQRコードが2011年からGS1標準に採用されていることから、モバイルと親和性の高いGS1QRコードについてモバイル・アプリケーションへの活用を継続して業界関係者に積極的に働きかける。

③ 食品への属性情報のバーコード表示

食の安全・安心意識の高まりにより、原材料だけでなく、消費者向けの食品にも、賞味期限や消費期限、あるいはトレーサビリティに不可欠な製造ロット番号などの属性情報を、商品へバーコード表示していくことが期待されている。これは効率的なサプライチェーン実現にとっても重要なテーマであることから、2016年度に作成した、「原材料識別のためのバーコードガイドライン」との相互補完も考慮しながら、まずは段ボールケースなどの物流荷姿へ、GS1-128、GS1QRコードなどでマーキングしていくあり方について、製配販関係者やシステムベンダーとも協力しながら調査、研究を行う。

(2) RFIDの調査研究開発及び普及事業

RFIDは、コスト低下や読取性能面での改善が進んでおり、特にアパレル業界、T&L業界での導入が国内外で進んでいる。また、コンビニエンスストアやドラッグストア業界、またヘルスケア業界でもRFID導入の動きが出てきている。

RFIDの調査研究、国際標準機関への参加、国内企業・団体向けの技術の解説等、GS1ソリューションとGS1標準コードを使用したRFIDシステムの利用者を増やすため、以下の事業を行う。

- ① 国際標準機関（GS1）の標準化作業部会へ参画し、その動向を国内にフィードバックする
- ② 各種セミナー及び国内のRFID関連委員会などを利用し、国際標準の普及・推進活動を行う。
- ③ 各省及び業界団体などで行われている電子タグ関連の事業などに関与し、GS

1ソリューションとGS1標準コード普及の働きかけを行う。

- ④ GS1の標準仕様で構築されたシステムの有益性をアピールするため、ユーザーが自社の業務で実証することのできるシステムの構築方法を伝える。
- ⑤ Auto-IDラボ・ジャパン（慶応義塾大学）と協働しながらEPC/RFIDに関連するフォーラムを行う。
- ⑥ EPC/RFIDの基本的理解を深めるために、当センターにおいてデモを含めた電子タグ（EPC/RFID）入門講座を実施する。
- ⑦ GS1Japanパートナー会員に対して、RFIDに関する情報を提供する。

(3) 新業界、新分野におけるGS1標準識別コード及びバーコードの利用促進研究
これまでの長年にわたる普及活動を通じて、一般消費財分野ではJANコード（GTIN）の利用が広く進んできた。一方、いわゆる業務用分野では、これらの取り組みが進んでいなかったり、取り組みが中途半端なため、サプライチェーン全体の効率化、高度化が妨げられているケースが出てきている。すでに、ガイドを作成した食品の原材料や、食品軽包装の分野では、各種のPR活動を通じて標準の利用を促進するとともに、他の業務用分野においてGS1標準の識別コードやバーコードなどの適用、利用促進に向けた調査研究を、業界関係者と協力しつつ積極的に進める。

(4) GS1の国際標準化活動への参画等

当センターは、国際的にはGS1 Japanと呼ばれている日本で唯一のGS1加盟組織であり、日本の代表として下記の①、②に示す任務を負っている。

これらの任務を果たすために、GS1の主催する各種の会議に参加するほか、関係加盟組織との情報交換を行う。また、ISO等の国際標準化組織とも連携した活動を行う。

① GS1システム普及

業界毎の標準化ニーズを取りまとめる Industry Engagement 及び標準の策定・改訂プロセスであるGSMPに積極的に参画するとともに、国内では、各業界団体などとの協力を通じ、我が国企業のそれら活動への参加支援を継続する。

特に下記の主要なテーマ、事業について、各種会議やWG活動等に積極的に参加し、GS1本部及び各国におけるGS1標準の現状を的確に把握するとともに、我が国の主張を適切に反映させるべく努める（RFID関係については上記（2）参照）。

さらに、GS1で正式に決定された標準に関する仕様書や関連資料を国内関係者に広く理解してもらうために、日本語資料を発行するなどの普及活動を行う。

- バーコード&ID（各種の識別コードとJAN、ITF、GS1-128、GS1データバー、GS1QRコードなどのデータキャリア）
- EDI（電子データ交換の標準化）
- GDS（商品マスターデータの同期化）
- ニューセクター

GS1として従来の対象分野とは異なる分野をニューセクターと位置付けており、その代表的な分野であるヘルスケア業界やT&L(Transport & Logistics)業界を対象に業界関係者や政府機関とも連携してGS1標準の利用、普及を図っている。

- データサービス

携帯電話（モバイル端末）やインターネットの急速な普及に加え、消費者の安心・安全への関心の高まりから、バーコードやGTINを利用した商品属性情報の検索などインターネットやWebにおけるGS1標準の利用の可能性が大きくなってきている。このため、GTINなどのGS1キーを利用し消費者に正確な商品情報を提供するためのインフラとなるGS1レジストリ・プラットフォームの整備を進めるとともに、WebにおけるGS1標準の有用性を高めるためのGS1 Smart SearchやGS1 Digital Linkの開発・標準化を進めている。

② GS1組織運営参加

GS1の組織運営、基本戦略などに係わる下記の会議に参加し、GS1組織の適切な運営を支援しつつ、GS1標準の策定・維持に関し、日本の関連業界などの利害が適切に反映されるよう努める。

- GS1総会：GS1の規則、組織（使命、基本戦略など）に係る重要事項の決議。
- GS1 Advisory Council：GS1 CEOの諮問機関である。GS1 CEOがGS1理事会やGS1総会へ提案するGS1の主要経営戦略や事業計画に関して助言を行う。
- その他：必要に応じて開催される臨時総会など。

③ その他の国際事業

I S O (International Organization for Standardization : 国際標準化機構) の国内委員会などを通じて、G S 1 標準の I S O 規格化及び J I S (Japanese Industrial Standards) の制定作業及びそれらの普及活動などに積極的に参画する。

また、海外の流通情報システム及び G S 1 標準の普及状況などを調査するため、必要に応じて海外調査を実施する。

2 E D I の研究開発及び成果の普及事業

当センターは、1990 年代から E D I の標準化のため様々な取り組みを行っており、1997 年には、経済産業省の委託を受けて、国際標準に準拠した我が国の流通 E D I 標準「J E D I C O S」を開発した。

これらの成果のうえに、その後のインターネットの普及と流通業界の取引実態の変化を反映して、経済産業省の全面的支援を受けて 2009 年に策定された流通 E D I 標準が「流通 B M S」である。当センターは、流通業界を網羅した流通システム標準普及推進協議会(略称「流通 B M S 協議会」)を組織し、これを母体として流通 B M S の普及活動を継続的に行う。

また、2019 年 10 月より導入される消費税軽減税率制度の対応にユーザー企業が手間取らないように、流通 B M S による対応方法等の周知をおこなうとともに、4 年後に予定されている適格請求書等保存方式への対応に向けた改定内容の検討を進める。加えて、流通 E D I 標準の新たな活用・適用範囲拡大(金融機関、公共機関、物流事業者など)に向けた調査・研究活動を行う。

一方、中小の卸、小売業者間での受発注をつなぐネットワークである地域の流通 V A N においても、2021 年からの実施が予定される電話網の I P 網への移行問題への対応が急務である為、標準適用等に対するの広報を積極的に支援する。

具体的には、以下の事業を引続き行う。

(1) 流通 B M S の開発及び普及促進事業

流通 B M S の新規開発は 2006 年度から行われ 2009 年度に現行バージョンの開発は終了した。2010 年度以降は既存の標準への追加・変更要求に対応した開発を中心に行っている。

流通 B M S の利用者は自社が属する業界団体を通じて、標準に対する追加・変更要求を当センターに提出することができる。各産業界及び I T 関連企業の専門家の方々により内容を検討し、妥当と判断したものについて必要な変更作業を行い、新たなバージョンとして、当センターが取り纏めを行い公開している。

また、流通BMSの利用普及に関心のあるメーカー・卸・小売の団体に呼びかけて、「流通システム標準普及推進協議会（略称：流通BMS協議会）」を組織化し、流通BMSの普及拡大を推進している（現在49団体）。

具体的には、同協議会に普及推進部会を設置し、以下の活動を行う。

- ・ 流通BMS導入実態調査（隔年で実施）
- ・ 流通BMS導入企業名の把握、導入企業数の推計
- ・ 講座の開催
 - 流通BMS入門講座を東京と大阪で定期開催
 - 流通BMS導入講座をe-learning方式で実施
 - 流通BMS入門講座をe-learning方式で実施
- ・ 普及セミナーの開催
 - 全国主要都市及び地方都市で最新動向と事例紹介を中心としたセミナーを開催
- ・ ソリューションEXPOの開催
 - リテールテック(*)にて流通BMSソリューションゾーンを設け、ITベンダーによる製品・サービス展示とセミナーを開催
- ・ 業界団体と連携した活動
 - 業界団体主催の各種会合に講師を派遣するほか、小売業主催の取引先向け流通BMS導入説明会に講師を派遣する。

(*)主催は日本経済新聞社で、当センターは第1回開催より特別協力)

(2) 流通EDI標準の新たな活用・適用範囲拡大事業

金融業界において、流通BMSでも採用しているXMLスキーマを使用したデータ交換をおこなうためのシステムが2018年12月に稼働した。新たなメッセージ（国際標準）では、全銀フォーマットでユーザーに開放されているEDI情報欄が従来の固定長20桁（繰返し無）から140桁（繰返し可能）に拡張され、資金決済業務において煩雑となっている売掛入金管理や販売条件／リベート入金管理などの経理業務の効率化が実現できるものと期待されている。

当センターは、2013年度から本件に関し流通業界、金融業界を巻き込んだ検討を行い、2014年度には小売3社、卸4社、金融機関3行が参加して資金決済業務の効率化を検証するための共同実証を行なった。その結果、ASP利用の有用性など一定の効果が認められた。2015年度の金融庁の会議において、金融業界の今後の方針等が発表され企業間送金のXML電文化が示されたことから、2016年度から流通業界における標準化作業をおこない、2018年度にはEDI情報欄の標準を公開した。流通業界の業務効率化を実現するために、引き続き金融業界との調整を行い、商流と金流を連携させたEDIの普及を進めていく。

3 コード情報の利用開発及び普及事業

全国のメーカー、卸売業、小売業などが利用している商品のコード情報を一元的にデータベースとして管理し、各企業の検索の便に供する J I C F S / I F D B の維持管理と、新たな活用方法の研究開発及び成果の普及活動を行う。

G E P I R、G L N データベースに係わるデータベースサービスについては、コード管理関係システム再構築の一環として、それぞれシステムの見直しや再構築を行う。

また、G S 1 では、G S 1 事業者コード (G C P) や G T I N などのコード情報の利用について、正確で信頼性の高いグローバルサービスである G S 1 レジストリ・プラットフォームの構築を図っており、関係各業界との連携も考慮しつつ、流開データプールなど関連各種データベースについて制度面、システム面の見直し、整備を進める。

このほか、グローバルな利用を前提とした商品データベースである G D S N の国内における理解など、コードに係るデータベースに関連した研究開発及び成果の普及事業を行う。また、G S 1 や国連の開発した商品分類を日本語に翻訳し公開する。

具体的には、以下の事業を重点的に行う。

(1) J I C F S データベースの維持管理及び利用促進事業

J I C F S / I F D B (JAN Item Code File Service/Integrated Flexible Data Base) は、JAN コードの統合商品情報データベースであり、JAN コードとこれに付随する商品情報を一元的に管理する商品データベースである。

本データベースでは、利用者の業種、業態、企業規模などを問わず流通業界全体で利用できるように共通的なデータ項目を中心に商品情報を収集し、商品の改廃に応じてタイムリーにデータベースの更新をしていく。

このため引き続き、各業界データベースとの連携強化や登録メーカーなどの拡大による商品情報の充実、流通業やインターネット関連事業者における利用者増加に努めるとともに、これらの実現に向けたシステムの商品情報のメンテナンス効率の向上とメンテナンスに協力する企業の強化を進める。

(2) G E P I R データベースの管理事業

G E P I R (Global Electronic Party Information Registry) は、世界各国の G S 1 加盟組織が貸与している G S 1 事業者コードに関する情報を、共通のシステムでインターネットを通じて提供するサービスである。我が国では、当センターが国内の G E P I R システムの運用を管理し、サービスを提供している。

G S 1 の新たなデータサービスの方針を注視しつつ、必要なサービスを提供していく。

(3) G L Nデータベースの管理事業

G L Nデータベースは、企業・事業所別コードであるG L N (Global Location Number)の登録情報を一元的に管理するデータベースである。

現在、G L Nデータベースは、G E P I Rを通じてだれもが利用可能となっている。

一方、G L Nデータベース自体は本格的な情報登録や利用者からの参照の仕組みとしては不十分でもあることから、2019年度は、新たなG L Nデータベースの構築を前提に、要件収集などの検討を開始する。

(4) G S 1レジストリ・プラットフォーム対応

G S 1レジストリ・プラットフォームは、G S 1が主導して、各国のG S 1事業者コード、G T I Nやその他のG S 1識別コードの情報等を一カ所に集積、各国の加盟組織(MO)を通じて、利用者へ提供する取組みである。G S 1の方針に応じて、本取り組みに対応するための制度や仕組みの検討、整備を進める。

(5) 流開データプールの機能強化

商品メーカー発信の正確かつ信頼できる商品情報の登録と提供を目的に機能強化を進める。商品メーカー向けのG T I N発行機能、バーコード画像生成機能などを開発する。

(6) G D S Nの情報収集

G D S Nとは、Global Data Synchronization Network の略称であり、G S 1の提唱により開発された世界中の国、地域で利用が可能な商品マスターのネットワークである。国際的には日用品、食品をメインに、家電、フードサービス、ヘルスケアまで利用業界が広がっているが、我が国では、過去、実証実験が行われてきたものの普及に至っていない。

今後のG S 1のデータサービス全体の方向性を踏まえ、引き続き情報収集と関係者への情報提供を行う。

(7) G P C及びU N S P S Cの翻訳

G P Cとは、Global Product Classification の略で、G S 1が開発、管理する商品分類である。商品情報や事業所情報の同期化を行う上記G D S Nで利用される。現在、38種類の大分類が策定されており、1年に2度更新される。当センターでは、全分類を翻訳、G S 1本部ウェブサイトで公開している。

U N S P S Cとは、United Nations Standard Products and Services Code(国連標準製品及びサービスコード)の略で、国連開発プログラム(UNDP)が所有し、G S 1 U S(米国のG S 1加盟組織)が管理するグローバルな製品・サービス分類コード体系

である。UNSPSCはほぼ毎年1回更新される。当センターは、公式日本語翻訳機関として、日本語版をUNSPSCウェブサイトで公開している。

(8) 共通取引先コードデータベース事業

当センターでは、共通取引先コードの貸与を受けている事業所の情報を、共通取引先コードを利用する百貨店やチェーンストアなどに限定して、共通取引先コードブックWebサービスとして提供している。

4 広報事業

当センターの流通システム及び関連データベースに関する調査・研究・開発及び成果の普及活動について、製造業、流通業から消費者に至るまでの幅広い利用者及び関心のある行政機関、大学研究者などに対し、体系的に全体像を紹介するとともに、最新情報を提供するため、ホームページ、機関誌、機関紙、各種冊子、パンフレットなどの媒体や展示会、バーコード入門講座、情報交換会などのイベントを通じて広報活動を行う。

具体的には、以下の各事業を行う。

(1) ホームページによる情報提供

当センターの流通システムに関する調査・研究・開発及び成果の普及活動や各種コード管理事業について、流通業・製造業はじめ各関連業界などの利用者に対して、各事業の内容の理解促進及び最新の情報を提供するため、ホームページによる情報の発信を行っている。更新については、作業効率の向上を図るためCMS（コンテンツ管理システム）の導入を予定している。また、SNS（Facebookなど）の導入を進める上での課題の検討や、スマホやタブレットによるホームページへのアクセス件数が増加していることから、その整備、確認、検証作業等を進めていく予定である。

(2) 機関誌『流通とシステム』

本誌発刊の目的は、流通システムに関する調査研究の成果を各界に広く伝え実用してもらうことであり、情報提供の活動を計画的かつ継続的に実施する。発行は、5月、11月（年2回）。さらに、2019年度は流通業界の業務の効率化や高度化に資するシステム化事例を調査してその結果をとりまとめ、臨時号を発行する予定である。

(3) 広報機関紙『流開センターニュース』

当センターの行う流通システムに関する国内外の調査・研究及びセミナー・フォーラムなどの事業活動の最新内容を掲載する広報紙で、隔月の年間6回発行する。配布先は流通業、製造業、機器メーカー、商工会議所、商工会連合会、官庁、関連団体など。

また、2018年度からは、GS1パートナー会員の特典として、発刊と同時にホームページの優先閲覧を開始している。

(4) 流通情報システム化の動向

当センターが設立以来推進している、流通情報システムの調査・研究、開発の標準化などの事業概要を体系的にとりまとめて「流通情報システム化の動向」のタイトルで年1回改訂し、刊行物として発行する。本資料は、当センターの各研究会会員・委員会委員、関係団体・企業などに流通情報システム化の資料として広く利用されている。その他希望者には有償配布している。

(5) 和英パンフレット

① 和文パンフレット

当センターの設立経緯、目的、事業活動など（調査・研究・開発及び普及啓発活動など）について広くご理解いただくために当センターの紹介パンフレット「流開センターのご案内」をはじめ、必要に応じ、各種のリーフレットやパンフレットを作成・配布する。

② 英文パンフレット

我が国におけるGS1標準の普及状況や導入アプリケーション及び当センターの活動内容などを世界各国の関係者や関係機関に伝えるため、英文の紹介資料（GS1 Japan Handbook）を作成し、配布する。この資料は、我が国の流通業界の特性や国際標準導入における課題なども伝え、日本に対する各国関係者の理解の一助とする。

(6) 新聞・雑誌などへの広告

当センターの国内外の流通情報システム化に関する各事業の内容について、流通業・製造業をはじめ各関連業界に対して最新の情報を提供するため流通専門誌、新聞などに広告掲載を行う。

(7) 展示会への出展

当センターの流通システム化に関する各事業の活動内容について、流通業・製造業をはじめ各関連業界に対して普及推進を図るため、展示会への出展を行う。具体的には、「流通情報システム総合展/リテールテック JAPAN」、「自動認識総合展東京・大阪」に協力団体としてブースを設け、各事業についての理解やGS1標準の利活用を促進するためパネル展示やDVD放映及びパンフレット・冊子などの配布を実施する。

(8) バーコード入門講座

バーコード利用促進のため、バーコードの入門講座として、東京と大阪で定期的を開催するほか、地方の中核都市での開催や出張講座も行う。また、新たな取り組みとしてパソコンとインターネットの環境があれば全国どこからでも受講できる e ラーニング形式によるバーコード入門講座を継続して行う。

このバーコード入門講座は、すでに普及の進んでいる J A Nコードや物流用に標準化されている集合包装用商品コードに加え、公共料金の請求書などで普及している収納代行用のバーコード (G S 1 - 1 2 8) や医療用医薬品で利用されている G S 1 データバーの概要紹介などを行っており、G S 1 事業者コードを新規に取得する企業ばかりでなく、すでに J A Nコードを利用している企業にとっても担当者の教育という観点から利用価値の高いものとしている。

(9) 情報交換会の開催

年に一度、当センターの委員会や研究会・協議会など様々な形でセンター事業に協力を頂いている関係者の方々を対象に、相互の情報交換や親睦、交流の場となる、「情報交換会」を開催する。

(10) DVD貸出

当センターが普及推進している国際流通標準化の各種識別コード、バーコードや E P C / R F I D 導入事例及び標準 E D I について DVD を制作し、流通業、製造業や各関係業界に対して広く情報を提供し、利用を促進するため DVD の無料貸出を行う。

5 複合的システム等の調査研究開発及び普及事業

当センターの持つ人的な資源やこれまでの経験・蓄積を生かして、国や地域社会、産業界からの幅広い要請に応えるため、流通システムを構成する要素を複合的に組合せて、高度な流通システムを研究・開発するとともに、関心ある企業を組織化し、研究会形式で情報共有や先進事例の研究などを行う。

さらに、これらの調査・研究・開発を支えるインフラとして、資料室を設置し、内外の文献資料の収集・整備や、会員へのサービスを行う。

本年度は、以下の事業を行う。

(1) 新検品システムの開発・普及事業

標準納品ラベルに G S 1 - 1 2 8 シンボルとアプリケーション識別子を採用し、現在大手チェーンストア、百貨店を中心に利用されている。G S 1 - 1 2 8 で梱包単位に連続番号を表示し、E D I による納入業者からの事前出荷明細と組み合わせ「新検品

システム」(検品レス)を実現化するものである。本システムは、流通BMSとしても標準化が図られたことから、今後さらに普及に努める。

(2) 製・配・販連携協議会事業

食品、日用品を取り扱うメーカー、卸売業、小売業の有力企業の協働により、サプライチェーン全体で無駄をなくすとともに、新たな価値を創造する仕組みを構築することを目的に2011年5月製・配・販連携協議会が設立されたが、当センターは本協議会の効率的かつ効果的な運営に向けて引き続き事務局を担当する。

具体的な事業活動としては、2017年末より運用を開始した多言語商品情報提供サービスの本格展開を進める。

(3) 酒類・加工食品企業間情報システム研究会 (F研)

酒類・加工食品メーカーと卸売業間の受注、納品、請求支払いなどの情報システムの標準化/共通化や、会員企業間の情報の共有などを中心とした定例会を行う。

(4) 情報志向型卸売業研究会 (卸研)

効率的かつ効果的な研究会の実施に向けて、事務局として、通常総会、運営委員会・政策懇談会、企画委員会、研究委員会、卸研フォーラム、卸研ホームページなどの企画・開催・運用支援を行う。

(5) 資料室管理

流通関係の内外の資料を総合的に収集して、内部の調査研究などの基盤を支える事業で、当センターの調査研究報告書などの管理を行う。

(6) GS1 Japanパートナー会員制度

2015年4月より当センターにおけるソリューションプロバイダーなどを中心とした各種協議会(EPCglobal会員、流通情報システム研究会、センター会員、流通BMS協議会支援会員)を統合し、流通業界全体のシステム化、標準化推進を目的に新たな会員制度として『GS1 Japanパートナー会員制度』を発足させた。

会員向けのセミナー、見学会等を定期的実施するほか、更なる会員拡大に向け、会員のニーズ調査等を行ない、サービス内容の充実を行う。

6 各種コードの管理事業

GS1により国際的に統一管理されているGS1事業者コード及び当センターが開発し、普及促進を図ってきた各種コード(共通取引先コード、決済事業者コードなど)につ

いて、我が国唯一の管理・貸与機関として、コード利用者からの登録の受付、登録料の収納、コード番号の付与、更新手続きの通知、登録台帳のメンテナンスなどの業務を行う（標準センターコードは2013年5月末で新規利用に対する登録申請受付を終了している）。

業務遂行に当たっては、GS1事業者コードについては日本商工会議所、全国商工会連合会、また書籍JANコード、定期刊行物コードについては一般社団法人日本出版インフラセンターなどとの業務提携を維持しつつ推進する。

各種コードの登録管理業務では、登録申請手続きのネット化や国際化対応などを含めたコード登録者サービスの向上を図る一方、業務や管理システムの継続的な見直し、改善を通じて登録手続きや業務の効率化と管理レベルの向上を進める。

なお、現在GS1は、社会のデジタル化、ネット化へ対応してルールや仕組みの見直しを進めていることから、当センターもGS1加盟組織として、特にGS1事業者コード登録更新制度を中心に、制度の改定や関係システムの改善、改修を進める。

(1) 各種コードの概要

GS1事業者コード	<p>① GTIN（JANコード）への利用 流通業において商品識別を行うために使用される共通商品コードであるGTINを形成する国際標準の企業識別コード。</p> <p>近時、インターネットショッピングにおいても商品識別コードとして活用され、また、医療関係業界においても広く活用が推進されているなど新規の利用分野が広がっており、こうした状況も踏まえ、新規分野の方にGTINを更に広く理解していただくための活動を継続する。</p> <p>② GLNコードへの利用 流通業において事業所識別を行うために使用される国際標準の事業所識別コード。</p> <p>GTINと並びサプライチェーンの電子化には不可欠な事業所コード（GLN）の普及を図るための努力を継続する。</p> <p>特に、スーパー、百貨店、ドラッグストア、ホームセンターなどで導入が本格化した流通ビジネスメッセージ標準（流通BMS）に併せて、GLNの普及促進を図る。</p>
書籍JANコード	<p>GTIN（JANコード）の体系に準拠した書籍を識別するコード。</p> <p>書籍を識別するコードであるISBNを含む日本図書コードをJANシンボルにより表記するためのコード体系。</p>

定期刊行物コード	GTIN (JANコード) に準拠した定期刊行物を識別するコード。 雑誌コードを含んだ定期刊行物を識別するコードに、価格を表すアドオンコードを付加したコード体系を、JANシンボルによる表記する。
共通取引先コード	我が国独自の流通業における事業所識別の事業所コード。商品の受発注、納品、代金決済などの業務における伝票やコンピュータ上で、企業、事業所を識別する。
流開センター決済事業者コード	クレジットカードを発行する企業やカード情報処理に関する企業などに対して付与される決済処理システム用の国内専用企業コード。
標準センターコード	流通業においてコンピュータを使った情報データ交換の仕組みの中で、コンピュータ上、データ交換する相手先を識別する企業コード。2013年5月末で新規利用受付終了。

(2) GS1事業者コードの登録管理制度の見直し

ITやインターネットの急速な普及に伴い、ネット販売が急速に広がっている。様々な商品が国や地域を越えて販売されており、これらの商品をユニークに識別する商品コードとして、GTINの重要性が増している。このため、GTINやGS1事業者コードのより厳格な管理や運用が求められてきており、現在GS1はルールや仕組みの見直しを進めている。

これに対応して、当センターも2021年5月を目標に、以下のようなGS1事業者コード登録管理制度の見直しと、システム改修を含め切り替えに向けた準備、および広く利用者への周知を進めていく。

- ① GS1事業者コードやGTINのより厳密な管理や運用に向けた制度の見直し
GS1事業者コードの更新手続きサイクルの見直し(3年から1年)や、現在のGS1ルールに則した8桁短縮コード貸与ルールの変更など。
- ② 事業者ニーズに対応したきめ細かなコード貸与メニューの創設
従来の9桁、7桁に加えて、アイテム数が少ない事業者への10桁GS1事業者コード貸与や、ごく少数のGLN利用ニーズなどに対応したワンオフキー(13桁)貸与など。
- ③ GTIN再利用停止への対応措置 など

(3) コード管理関係システムの見直し

当センターが登録管理を行っている、GS1事業者コードや共通取引先コードなどの各種コード登録管理システムについて、コード登録者に対するサービス向上、及び管理業務の効率化、高度化などを目的として、その他の関連システムと併せて引き続きシステム化を進める。

今年度は、GS1事業者コードの新規・更新以外の諸手続き（追加・変更・返還など）のネット化の準備を進めるほか、マイページなどの関連システムの開発、導入を進める。

また、GS1事業者コードの登録管理制度の見直しに対応して、システム改修要件の検討と一部開発を進める。

(4) 普及啓発のための他団体との協力

流通コードの普及啓発のために、引き続き全国の商工会議所・商工会連合会、一般社団法人日本出版インフラセンター及び各業界団体などが開催する説明会などに協力する。